

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づく県立森林公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定に当たり、次のとおり指定計画書の縦覧を行うので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告する。

令和3年5月7日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

県立森林公園鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

県立森林公園鳥獣保護区のうち林道尾野線とかえでの道との交点を起点として、かえでの道を南西進し、うぐいす谷広場に至り、同地点から同広場の西沿いの道を南西進し、水辺の散歩道に至り、同地点から同散歩道を南進し、西の谷奥池の南西隅に至り、同地点から西進して三方原用水を越え、西の谷線に至り、同地点から同線を北西進し、県道熊小松天竜川停車場線に至り、同地点から同線を北進し、林道尾野線に至り、同地点から同線を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

- (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地
- (2) 指定目的 県立森林公園を含み、野生鳥獣の生息地として適地である。

5 縦覧場所

静岡県暮らし・環境部環境局自然保護課及び静岡県西部農林事務所森林整備課

6 縦覧期間

令和3年5月7日から令和3年5月20日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）